平成２２年（フ）第３９号
宮崎県延岡市鶴ケ丘１丁目６番地４　中島ハイツ101号、住民票上の住所宮崎県延岡市出北１丁目34番８号
債務者　甲斐　紘二
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第７８１号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目10番３号さくらアパート103号
債務者　柴田　辰夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目18番３号れいめいみずほ101号
債務者　伊藤　愛梨
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市山田町3463番地２
債務者　島田　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６号
鹿児島県鹿児島市山田町3463番地２
債務者　島田　　真
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目43番２号
債務者　永嶋　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目33番27号メゾン濱崎202号
債務者　中馬　律子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目26番19―24号市住1924号
債務者　濵田　克也
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９号
鹿児島県伊佐市大口下殿837番地４　下殿団地１―19
債務者　卯月　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
鹿児島県霧島市国分野口西18番19―２号　サンハイツ歩208
債務者　中村千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
沖縄県糸満市字糸満1334番地の１　２階
債務者　上原　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７０号
沖縄県石垣市字石垣157番地の11　２Ｆ北
債務者　木下　正親
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１９号
宮城県石巻市中里４丁目11番１号毛利アパート201号
債務者　田崎みや子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
福島県白河市中山南５番地220　ハウスサングリーン202
債務者　村上　辰三
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
福島県白河市中山南５番地220　ハウスサングリーン202
債務者　村上　昭代
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
長野県下伊那郡高森町下市田4099番地４
債務者　笹木富佐代
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１１９号
岐阜県関市安桜台４番９号
債務者　橋野イツ子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　岐阜地方裁判所